

辻泰弘 国会ニュース

つじやすひろ Kokkai News 2002年4月1日 NO. 11

厚生労働委員会で国会質問第7弾！ 年金、保育、介護、失業時認定の改善を求める！！



皆さん、いかがお過ごしでしょうか。新聞を開けば、「辻元議員」「辻元議員」と、その名にふれぬ日はない今日この頃ですが、私、辻泰弘は、「元議員」ではなく、現職の「辻議員」として、日夜、国会で庶民の幸せづくり、幸せ探しに励んでいます。

さて、私、辻泰弘は、3月28日、参議院 厚生労働委員会において国会7度目の質問を行いました。

今回は、消費者物価の下落に伴う2002年度の年金額の低下を避けるため提出された「平成14年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案」と旧軍人・軍属などに対する遺族年金などの額を引き上げるために提出された「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案」に対する質疑でした。

久方ぶりに行われた厚生労働委員会での法案審議。与党の議員が質問を返上する中、全ての質問者のトップバッターとして、熱き情熱の男、辻泰弘がさっそうと登場。

国民生活の実態を踏まえつつ、年金をはじめとする社会保障制度が、現在抱えている幾多の問題点を解決するための政策を具体的に提示し、政府の対応を強く求めました。

質問の主なポイントは、下記の通りです。（なお、両法案は、3月29日に可決成立）

- 保育所と幼稚園との連携強化
- 無年金障害者に対する救済
- 介護休業中の社会保険料免除
- 社会保険からの偽装脱退の防止と対応策
- 失業者に対する社会保険の被扶養者認定の改善
- パート・派遣労働者に対する社会保険の適用
- 離婚した場合の年金分割
- 遺族年金給付における受給者自身の保険料納付額の反映
- 本人の年金額が照会できる年齢（現在58歳）の引き下げ

以下、質疑の概要をご報告します。

◆保育所と幼稚園との連携強化を！

辻 泰弘 保育ニーズの増大、保育所の不足、幼稚園児の減少、地域の親と子供のコミュニケーションの場の拡大、施設の効率的運用の見地から、保育所と幼稚園との連携強化が必要と考えるが、厚生労働省、文部科学省はどう考えるか。

坂口 厚生労働大臣 各市町村からの要望も受け、文科省とかなり前進させてきた。

第1 に、文部科学省と共用化指針をつくり、両施設・設備の共用を進めている。

第2 に、幼稚園教育要領との整合性を持った保育所保育指針をつくり、両施設で同等の教育が受けられるようにしている。

第3 に、保育所の設置主体制限を撤廃。学校法人も保育所が設置できるようにした。

第4 に、保育士と幼稚園教諭の資格が同時に取得しやすいように、保育士養成課程の見直しを行っている。

池坊 文部科学大臣政務官

現在、全国の約5割の幼稚園で預かり保育を実施。2002年度予算では、18億7200万円を預かり保育に充て、私立幼稚園への助成を推進。現在、連携事例集を作成中。

◆無年金障害者に対する救済を！

辻 泰弘 国民年金が任意加入であった学生時代に未加入のまま障害を負った無年金障害者は現行の法律では救えない。

どのような救済策を講じていくのか。

坂口 厚生労働大臣 年金制度以外での救済策を検討している。もうしばらく時間を頂きたい。

◆介護休業中の社会保険料の免除を！

辻 泰弘 現在、育児休業には社会保険の保険料が免除され、給付にも不利益はない。

しかし、「育児・介護休業法」と同列に扱われている介護には、特例措置がない。

公的に位置づけられた介護の一層の普及・促進のため、介護休業期間中の社会保険料の免除を早急に行うべきだ。

坂口 厚生労働大臣

介護休業は育児休業と異なり、年金制度を支える世代を育成するという意味合いが薄い。対応には差が出てくる。

時間を頂き、いろいろな角度から検討したい。

辻 泰弘 ドイツのように、社会保険料の免除分を介護制度で手当することも含めて検討して頂きたい。

◆社会保険からの偽装脱退の防止を！

辻 泰弘 最近の厳しい不況の中で、社会保険加入が義務づけられている会社などが、偽装脱退するケースが増えている。

社会保険からの脱退を告げられても、勤労者は、失業よりはましと受け入れる他なく、自分で国年と国保に加入しなければならない。

社会保険庁がしっかり対処すべきことはいうまでもないが、同時に、高い延滞加算率の引き下げ、税務署との連携、会社の脱法行為により一方的に不利益を受けることとなった本人に対する事後的な救済措置などを行うべきだと考えるがどうか。

富岡 社会保険庁運営部長

法人登記簿の定期的な閲覧、労働保険の適用事務所の情報入手、税務署への協力要請などをはかり、適用を逃れている事務所の把握に努めたい。延滞料の引き下げは、国税とのバランス上、難しい。

◆失業者の被扶養者認定の改善を！

辻 泰弘 年金・健康保険の被扶養者の認定基準は 130 万円。失業者に対する認定は、130 万円を 365 日で割った金額と失業給付の日額を比べ、失業給付の方が少ない場合に認められている。

これは、失業給付が1年間継続するとの仮定が前提だが、失業給付は全てが1年間継続ではなく、この認定方法はおかしい。

失業の時点で、それまでの所得と支払い予定の失業給付総額との合計が 130 万円を下回る場合、被扶養者の認定をすべきだ。

そうすれば、正社員共働き夫婦のうちの夫が失業した場合、妻の被扶養者となって、健康保険に入り、年金にも第3号被保険者として入ることができる。

富岡 社会保険庁運営部長

失業者には、失業給付の日額を約 3600 円（年額 130 万円の日額）と比較し、認定している。失業給付の満了時に失業状態にあれば、その時点で認定している。

辻 泰弘 これまでは失業後、すぐ仕事が見つかるという想定で運用されてきた。

簡単に仕事が見つからないという今日的な状況の下での対応を求めたい。

ご意見・ご要望等ございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

< 兵庫県事務所 > TEL078-230-8824 / FAX078-230-8825

< 東京事務所 > TEL03-3508-8402 / FAX 03-5512-2402

◆パート労働者にも社会保険の適用を！

辻 泰弘 パート労働者への保険適用の日数要件 3/4 以上を 1/2 以上に、年収 130 万円未満を 65 万円未満にすべきだ。

辻 哲夫 厚生労働省年金局長

パート労働者の厚生年金の適用を拡大する方向で検討していきたい。

◆離婚した場合に年金の分割を！

辻 泰弘 離婚時においては、一定の分割基準を設けた上で、報酬比例部分の年金を分割する考え方で対処すべきだ。

辻 哲夫 厚生労働省年金局長

分割が可能となる仕組みを講じる方向で検討したい。

◆遺族年金制度の改善を！

辻 泰弘 遺族年金においては、受給者自身の保険料納付が反映されるよう、現在の「自分の基礎年金プラス自分と夫の報酬比例部分を合算した 1/2」を「3/5」に引き上げるべきだ。

辻 哲夫 厚生労働省年金局長

自ら働いての保険料納付が、できる限り給付に反映されるような方向で進めたい。

◆年金額の照会サービスの拡充を！

辻 泰弘 自分の年金額が照会できる年齢対象（現在 58 歳）を引き下げるべきだ。

富岡 社会保険庁運営部長

個人の加入記録に基づく見込額を、50 歳以上にまで提供できるよう検討している。

